

運営基本方針（案）及び委託仕様書（案）の修正点等について

資料 4

【運営基本方針（案）】

検討事項等	検討した内容等	追加・修正等
若年性認知症の対応について、どのように考えているか。	令和6年度より、各センターに認知症初期集中支援チームを設置するが、認知症初期集中支援チームの訪問支援対象者は、原則40歳以上と規定されています。 上記対象者以外の、18歳から39歳までの若年性認知症の方については、介護保険サービス等では支援できないため、重層的支援事業の体制整備が必要と考えており、門真市地域包括支援センター運営基本方針には盛り込まないこととしますが、「原則40歳以上」としていますので、万が一40歳未満からの相談があっても対応は可能と考えています。	左記の理由により、P 2 に認知症初期集中支援チームの対象者を追加しました。
相談支援体制について、運営基本方針と委託仕様書の記載内容に違いがあるが、内容が違うのか。	内容に違いはなく、「高齢者虐待等の緊急時の対応として、24時間365日いつでも相談対応できる体制を整備する」という方針のため、記載内容を修正します。	左記の理由により、P 5 の記載内容を修正しました。
市民にとって利便性の良い場所に設置するという考え方はないか。	市民にとって利便性の良い場所に設置する必要があると考えていますが、運営基本方針に盛り込むのは難しく、センターの設置に関することですので、プロポーザルの実施要領に記載することとします。	左記の理由により、追加・修正等はいりません。
その他	①主語等が分かりにくい部分を修正しました。 ②感染予防策への対応について、新たな感染症への対応を追加しました。 ③P 4 の業務評価について、PDCAサイクルの目的が「水準を担保」となっていたため「向上を図る」とこととしました。 ④認知症初期集中支援チームの設置について、一部追加しました。	左記の理由により、下記のとおり修正しました。 ① P 3 広報活動の記載内容を修正しました。 ② P 11 感染予防策への対応の記載内容を修正しました。 ③ P 4 業務評価の記載内容を修正しました。 ④ P 9 認知症初期集中支援チームの設置の記載内容を修正しました。

運営基本方針（案）及び委託仕様書（案）の修正点等について

資料 4

【委託仕様書（案）】

検討事項等	検討した内容等	追加・修正等
若年性認知症の対応について、どのように考えているか。	令和6年度より、各センターに認知症初期集中支援チームを設置するが、認知症初期集中支援チームの訪問支援対象者は、原則40歳以上と規定されています。 上記対象者以外の、18歳から39歳までの若年性認知症の方については、介護保険サービス等では支援できないため、重層的支援事業の体制整備が必要と考えており、門真市地域包括支援センター運営基本方針には盛り込まないこととしますが、「原則40歳以上」としていますので、万が一40歳未満からの相談があっても対応は可能と考えています。	仕様書には利用対象者についての記載はないため、追加・修正等はいりません。
相談支援体制について、運営基本方針と委託仕様書の記載内容に違いがあるが、内容が違うのか。	内容に違いはなく、「高齢者虐待等の緊急時の対応として、24時間365日いつでも相談対応できる体制を整備する」という方針のため、記載内容を修正します。	左記の理由により、P 2 の記載内容を修正しました。 P 1 については、内容が重複しているため削除しました。
市民にとって利便性の良い場所に設置するという考え方はないか。	市民にとって利便性の良い場所に設置する必要があると考えていますが、委託仕様書に盛り込むのは難しく、センターの設置に関することですので、プロポーザルの実施要領に記載することとします。	左記の理由により、追加・修正等はいりません。
開所日について、現在は土曜日も開所日になっているが、令和6年度以降は土曜日は開所しないのか。	センターごとに、これまでの実績等を踏まえ、地域のニーズに応じて開所することができることとします。 土曜日を開所日としない場合でも、事前予約により対面の休日相談体制を整えることとしています。	左記の理由により、P 1 の記載内容を修正しました。
その他	①認知症初期集中支援チームの設置について、一部追加しました。 ②感染予防策への対応について、新たな感染症への対応を追加しました。	左記の理由により、下記のとおり修正しました。 ①P 6 及びP 7 の記載内容を修正しました。 ②P 9 感染予防策への対応の記載内容を修正しました。